

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 の概要



内閣府 男女共同参画局

(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

1 公布及び施行

平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行(一部は平成14年4月1日施行)

平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行

平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行

2 平成19年改正法のポイント

- (1) 配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者に加え、配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も、保護命令を申し立てることができるようになりました。
- (2) 被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する命令を発することができるようになりました。
 - 1 面会の要求
 - 2 行動の監視に関する事項を告げること等
 - 3 著しく粗野・乱暴な言動
 - 4 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
 - 5 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)
 - 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
 - 7 名誉を害する事項を告げること等
 - 8 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- (3) 被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者が親族等に関して配偶者と面会することを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は配偶者に対し、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。
- (4) 都道府県のみには義務付けられていた基本計画の策定が、市町村についても努力義務となりました。
- (5) 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが市町村の努力義務となりました。
- (6) 被害者の緊急時における安全の確保が、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記されました。
- (7) 裁判所は、警察だけでなく、被害者が相談等をした配偶者暴力相談支援センターにも保護命令を発したことを通知することになりました。

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。
※保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

配偶者から逃れたい。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

では、

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

保護命令

配偶者が近寄ってこないようにしたい。

被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

保護命令には以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は、

- ①被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(①以外の被害者の子ども含む。)

です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。禁止事項は、表紙2(2)の8項目です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

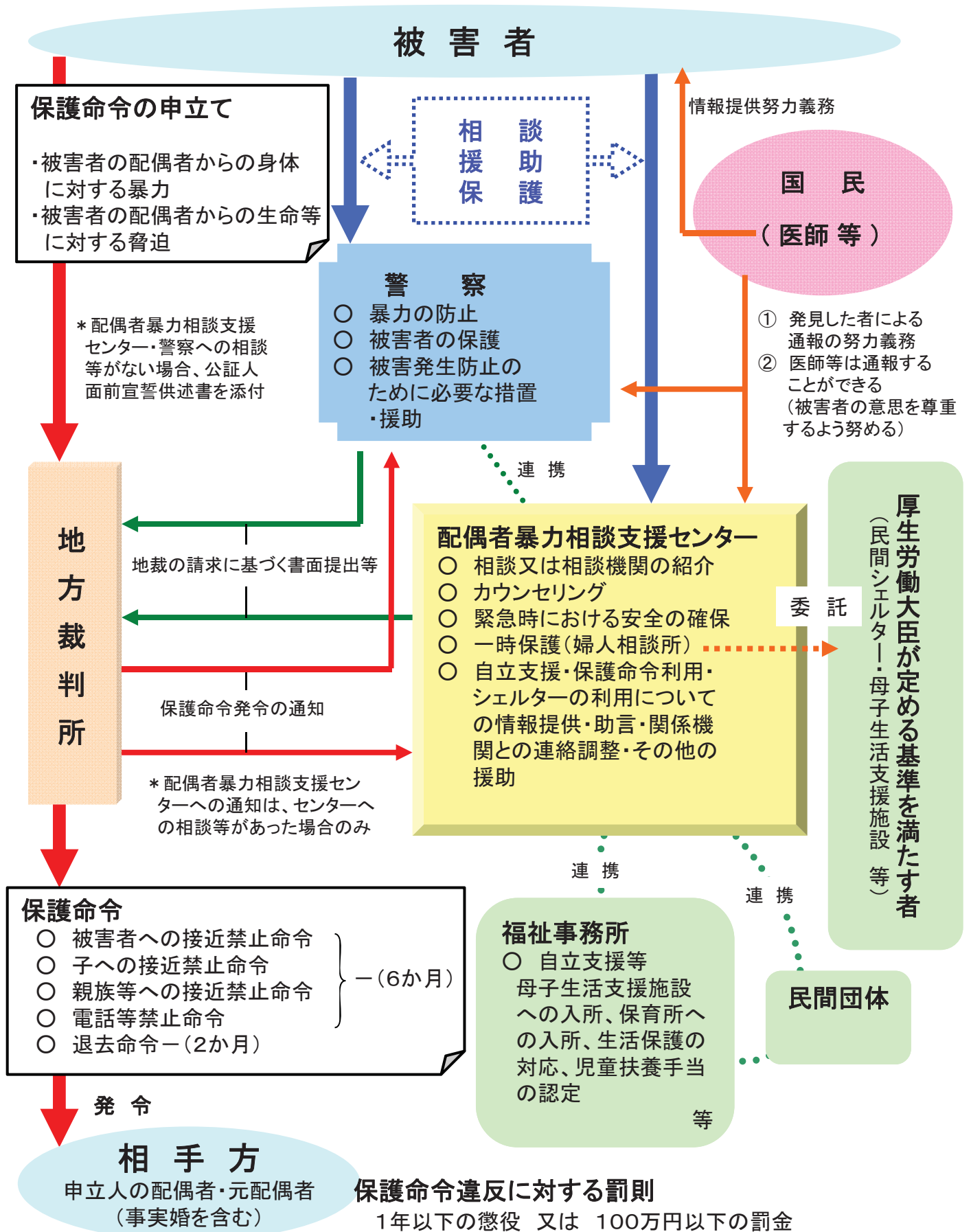
○ 事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立てもできます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通 報

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。
- また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。
(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）